

消費税率引き上げに伴い 使用料などを改正します

10月1日から消費税率の引き上げに伴い、施設使用料などを改正します。詳細やご不明な点がありましたら、下記のお問い合わせ先へご連絡ください。

なお、町指定ごみ袋などの販売価格および学校給食費の改正はありません。

■施設使用料

施設名	お問い合わせ先
公民館（町民総合センター）	教育委員会文化社会教育課 （☎42-3060）
町民体育館（松前・茂草・江良）	
町民野球場	
交流の里づくり館	
パートナーシップランド	大島支所（☎45-3336）
小島地区基幹集落センター	小島支所（☎44-2231）
建石コミュニティセンター	町民生活課（☎42-2633）
生活改善センター（上川・札前・清部）	
館浜体験交流センター	
漁民センター	水産課（☎42-2275 代表）
水産センター	
ふれあい交流センター	建設課（☎42-2666）
老人福祉施設（白神寿の家、荒谷寿の家、大沢老人憩の家、朝日寿の家、月島福祉の家、静浦老人憩の家、原口老人憩の家）	福祉課（☎42-2640）

■その他の使用料等

項目	お問い合わせ先
行政財産使用料	総務課（☎42-2275 代表）
共同墓地使用料	町民生活課（☎42-2633）
道路占用料	建設課（☎42-2666）
港湾使用料および占用料	水産課（☎42-2275 代表）
町営牧野使用料および手数料	農林畜産課 （☎42-2275 代表）
病院事業使用料および手数料	町立松前病院（☎42-2515）

水道料金を改正します

消費税率の引き上げに伴い、水道料金を10月使用分（11月請求分）から改正します。詳細やご不明な点がありましたら、水道課へお問い合わせください。（水道課 ☎42-5179）

■家事用料金表（一部のみ）

使用水量	現行（消費税8%）				改正後（消費税10%）				差額
	基本料	超過分	消費税	計	基本料	超過分	消費税	計	
7 m ³ まで	1,700円		136円	1,836円	1,700円		170円	1,870円	34円
10m ³	1,700円	435円	170円	2,305円	1,700円	435円	213円	2,348円	43円
15m ³	1,700円	1,160円	228円	3,088円	1,700円	1,160円	286円	3,146円	58円

※家事用料金のほか団体用・営業用・休栓料金なども改正します。

衛生処理手数料を改正します

10月1日から消費税率の引き上げに伴い、廃棄物処理に必要な経費も影響を受けるため、下記の手数料を改正します。詳細やご不明な点がありましたら、渡島西部衛生センターへお問い合わせください。

（渡島西部衛生センター ☎47-2201）

■し尿収集手数料

区分	内容	現行9月30日まで	改正後10月1日から
基本料	収集量200Lまで	1,080円	1,100円
加算額	収集量200Lを超えた場合、20L毎に加算（端数切上）	108円	110円
ホース延長料	ホース延長30mを超えた場合、20m毎に加算（端数切上）	216円	220円
仮設トイレ料	町道等に面する最終民家から1kmを超えた場合に加算	3,240円	3,300円

●浄化槽汚泥処理手数料およびごみ処理手数料（衛生センター直接持込）

区分	内容	現行9月30日まで	改正後10月1日から
浄化槽汚泥処理手数料	搬入量10Lにつき（端数切上）	48円	49円
ごみ処理手数料 （衛生センター持込）	搬入量10kgにつき（端数切上）	52円	53円

衛生センターからのお願い

- 個人が、引越しなどのごみを直接、衛生センターに持ち込む場合は、必ず役場町民生活課（☎42-2633）に連絡してください。
- ごみの搬入時間は、平日の午前9時から午後4時までです。
- 汲取り式トイレに「トイレ掃除用の流せるシート」を捨てると、汲み取りをする際ホースが詰まることがあるため、便槽に捨てずに、燃えるごみとして出してください。